令和7年9月1日 スポーツ推進部 拠点スポーツ施設整備担当課

世田谷区立上用賀公園運動場条例

1 主旨

上用賀公園拡張事業の推進にあたっては、令和7年5月に実施方針、要求水準書(以下「実施方針等」という。)を策定し公表したところである。令和7年10月に事業者の選定を開始するため、世田谷区立上用賀公園運動場(以下「運動場」という。)の設置、管理等に必要な事項を定める世田谷区立上用賀公園運動場条例を制定する。

2 前提条件

(1) 本事業の目的

拡張計画地は平成27年度以前より、「世田谷区基本計画」、「世田谷区都市整備方針」、「世田谷区みどりとみずの基本計画」、「世田谷区スポーツ推進計画」等の上位計画において、防災、みどり、スポーツの観点から位置づけがなされていた。

上記計画の位置づけに対応するため、既存の緑を保全し、スポーツの場を確保するとともに、防災機能(災害時における広域避難場所やその他災害応急活動に資する施設機能等)を併せ持った都市公園として整備することを目的として、拡張計画地を取得した。

こうした経緯に加え、拡張計画地が区のほぼ中央部に位置し緊急輸送道路に面していること、スポーツの場が不足しており、区民のスポーツ需要に応えきれていないことを踏まえ、防災機能(大規模備蓄倉庫、防災広場)、広場・緑地機能(いこい・交流の広場、既存樹林地等)、スポーツ機能(体育館、多目的広場)を備えた施設として一体で整備を行う。

(2) 条例設置の考え方

上用賀公園拡張事業の事業予定地(既開園区域を含まない。)に運動場を設置し、体育館と 広場等を一体的に管理できるよう条例を制定する。

運営にあたっては、DBO方式による本事業の特性を踏まえ、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力等が最大限に発揮され、効率的、効果的な維持管理・運営業務ができるよう、開場時間や利用料金などについて、条例の規定の範囲内で、事業者の提案に基づき設定できるものとする。

3 名称及び位置

(1) 名称

世田谷区立上用賀公園運動場

(2)位置

東京都世田谷区上用賀四丁目36番1号

4 条例案

別紙「世田谷区立上用賀公園運動場条例(案)」のとおり。

5 条例の概要

(1) 設置(第1条)

災害時における物資輸送拠点の機能を確保するとともに、みどり豊かな環境を創出し、スポーツ及びレクリエーション活動の場を提供することにより、区民の安全で安心な暮らしに寄与し、生涯スポーツ社会の実現及びコミュニティ形成を図るため、世田谷区立上用賀公園運動場を設置する。

(2) 設置する施設(第3条)

- ① アリーナ
- ② トレーニングルーム (スタジオを含む。)
- ③ 多目的室
- ④ 会議室
- ⑤ 浴室
- ⑥ 駐車場
- ⑦ 多目的広場
- ⑧ 広場(多目的広場を除く。)
- ⑨ 大規模備蓄倉庫

(3)運動場で行う事業(第5条)

- ① 災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける物資輸送拠点その他の災害対策に 係る機能の確保に関すること。
- ② みどりの保全及び創出を図るための事業
- ③ スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための事業
- ④ 運動場の施設及び附帯設備を利用に供すること。
- ⑤ その他、区長が必要と認める事業
- (4) 指定管理者による管理、指定の手続等(第10条~第17条) 運動場の管理は指定管理者に行わせるものとする。
- (5) 指定管理者の業務等(第18条)
 - ① (3) に掲げる事業に関する業務
 - ② 施設等の使用の承認等に関する業務
 - ③ 運動場の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
 - ④ その他、区長が必要と認める業務
- (6) 利用料金及び使用料等(第19条~第22条)
 - ① 施設等(アリーナを除く。)の使用者は指定管理者に利用料金を納付する。
 - ② 施設等(アリーナを除く。)の利用料金及び単位時間は条例の規定の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

- ③ アリーナの使用者は区に使用料を納付する。
- (7) その他運動場の設置及び管理等に関して必要な事項
- 6 主な施設の利用料金等
- (1) 利用料金等の設定方法

区の類似するスポーツ施設における利用料金を基準に、施設面積の比率を加味して設定する。

(2) アリーナの使用料 (1時間あたり (全日使用の場合)、団体利用) 次に示す金額のとおり定める。

種別	曜日等	使用料
アリーナ	平日	7,800 円
7 9 — 7	日曜日、土曜日及び休日	9,300円

※全日使用のほか、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後6時まで、午後6時から午後9時までの時間単位での使用料を定める。また、個人利用の使用料も定める。

(3) アリーナ以外の施設の利用料金

次に示す金額の範囲内で指定管理者が区長の承認を得て定める。

① トレーニングルーム (スタジオを含む。) (1時間あたり、個人利用)

種別	利用料金	
	大人	530 円
トレーニングルーム	高齢者(65歳以上)	160 円
(スタジオを含む。)	子ども (15 歳以上 18 歳以下)	160 円
	障害者	160 円

② 多目的室及び会議室(1時間あたり、団体利用)

種別	曜日等	利用料金
多目的室(大)	平日	860 円
多日的主 (人)	日曜日、土曜日及び休日	970 円
タロ4hウ (エ)	平日	360 円
多目的室(小)	日曜日、土曜日及び休日	410 円
会議室	平日	650 円
云	日曜日、土曜日及び休日	750 円

※多目的室(大)、多目的室(小)については個人利用の利用料金も定める。

③ 浴室(1回あたり、個人利用)

種別	利用料金		
浴室	大人	830 円	
俗主	高齢者(65 歳以上)	300 円	

子ども (18 歳以下)	300 円
障害者	300 円

④ 多目的広場(1時間あたり、団体利用)

種別	曜日等	利用料金
有口的片相	平日	2,280 円
多目的広場	日曜日、土曜日及び休日	2,680 円

7 施行予定日

規則で定める日とする。(事業者の提案に基づき、公園部分一部開設前を予定)

関連する条例改正

本条例の制定にあわせて、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年世田 谷区条例第19号)を改正し、けやきネットを使用した共通の使用手続を定める施設に世田谷 区立上用賀公園運動場を追加する。

9 今後のスケジュール (予定)

令和 7年 9月 ・特定事業の選定結果 公表

・世田谷区立上用賀公園運動場条例案の提案(令和7年第3回定例会)

10月 • 事業者選定開始

令和 8年 3月

・債務負担行為設定の提案(令和8年第1回定例会)

1 1 月

事業者選定結果の報告(区民生活常任委員会、都市整備常任委員会、災 害・防犯・オウム問題対策等特別委員会)、公表

12月

・指定管理者の指定の提案(令和8年第4回定例会)

同 月~ • 事業開始

令和11年度

• 条例施行

令和11年度~

· 公園部分一部開設

令和13年度~ • 全体開設

世田谷区立上用賀公園運動場条例(案)

(設置)

第1条 災害時における物資輸送拠点の機能を確保するとともに、みどり豊かな環境を創出し、スポーツ及びレクリエーション活動の場を提供することにより、区民の安全で安心な暮らしに寄与し、生涯スポーツ社会の実現及びコミュニティ形成を図るため、世田谷区立上用賀公園運動場(以下「運動場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

- 第2条 運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 世田谷区立上用賀公園運動場
 - (2) 位置 東京都世田谷区上用賀四丁目36番1号

(施設)

- 第3条 運動場の施設は、次のとおりとする。
 - (1) アリーナ
 - (2) トレーニングルーム (スタジオを含む。)
 - (3) 多目的室
 - (4) 会議室
 - (5) 浴室
 - (6) 駐車場
 - (7) 多目的広場
 - (8) 広場(多目的広場を除く。)
 - (9) 大規模備蓄倉庫

(休場日及び開場時間)

第4条 運動場の施設の休場日及び開場時間は、規則で定める。

(事業)

- 第5条 運動場は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 災害時又は災害が発生するおそれがあるとき(以下「災害時等」という。)に おける物資輸送拠点その他の災害対策に係る機能の確保に関すること。
 - (2) みどりの保全及び創出を図るための事業
 - (3) スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための事業
 - (4) 運動場の施設及び附帯設備を利用に供すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 (使用することができる者の範囲)
- 第6条 運動場の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長(第10条に規定する指定管理者を含む。次条(第3項第5号を除く。)から第9条まで及び同表において同じ。)が認めたときは、この限りでない。
- 2 前項に定めるもののほか、第20条第1項第1号から第5号までに規定する団体、 学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。

(使用の手続等)

- 第7条 運動場の施設(広場(多目的広場を除く。)及び大規模備蓄倉庫を除く。) 及び附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、区長の承認を 受けなければならない。
- 2 施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に 関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)に定めるところによるほか、 規則で定めるところによる。
- 3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。
 - (1) 営利を目的とするとき。
 - (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 施設等の使用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
 - (4) 管理上支障があるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。
- 4 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。
 - (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設等を使用しなかったとき。
 - (2) 第19条第1項の利用料金及び第22条第1項の使用料を納付していないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。

(使用の条件)

- 第8条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。
- 2 区長は、必要があると認めたときは、前項の条件を変更することができる。 (承認の取消し等)
- 第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。
 - (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (3) 災害時等において、施設等を物資輸送拠点その他の災害対策に係る機能のために使用するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定による処分により使用者(第7条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)に生じた損害については、区長は、その責を負わない。

(指定管理者による管理)

第10条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の 規定により、区長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に 運動場の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

- 第11条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。
- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書及び必要な書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
- 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書及び必要な書類を次に掲 げる基準に基づき審査し、運動場の設置の目的を最も効果的に達成することができ ると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
 - (1) 第5条各号に掲げる事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
 - (2) 運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の 縮減を図ることができること。
 - (3) 運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

- 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を 経て指定管理者を指定するものとする。
- 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者の公募の方法)

- 第12条 前条第1項に規定する公募は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。
 - (1) 指定管理者が行う業務の内容
 - (2) 指定管理者が管理を行う期間
 - (3) 指定管理者の候補者を選定する基準
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(指定申請書の提出)

- 第13条 第11条第2項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、名 称、事業所の所在地その他区長が必要と認める事項を記載した指定申請書を区長に 提出しなければならない。
- 2 第11条第2項の必要な書類は、次のとおりとする。
 - (1) 定款又は寄附行為(法人格を有しない団体にあっては、これらに相当するもの) を記載した書類
 - (2) 登記事項証明書(法人格を有しない団体にあっては、これに相当する書類)
 - (3) 事業の経歴及び概要を示す書類
 - (4) 財務状況及び経営状況に関する書類
 - (5) 運動場の管理に係る収支計画書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 3 第1項の指定申請書、第11条第2項の事業計画書及び前項各号に掲げる書類は、 区長が定める期日までに提出しなければならない。

(選定委員会)

第14条 第11条第3項の規定による審査は、区長が別に定める選定委員会に行わせるものとする。

(指定の通知等)

第15条 区長は、第11条第4項の規定により指定管理者を指定したときは、次に 掲げる事項を記載した指定通知書により、指定管理者に通知するものとする。

- (1) 指定管理者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 指定管理者として管理を行わせる運動場の名称及び位置
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 区長は、第11条第2項の規定により指定管理者の指定の申請をした者(以下「申請者」という。)について、同条第3項の規定による選定をしなかったとき又は同条第4項の規定による指定をしなかったときは、申請者にその旨を通知する。

(指定管理者の指定の公告)

- 第16条 第11条第5項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものと する。
 - (1) 指定管理者としての管理を行わせる運動場の名称
 - (2) 指定管理者の名称及び事務所の所在地
 - (3) 指定の期間

(管理等に関する協定)

- 第17条 区長と指定管理者とは、運動場の管理に関し必要な協定を締結するものとする。
- 2 前項の協定には、次条から第22条までに規定するもののほか、次に掲げる事項 を定めるものとする。
 - (1) 運動場の管理の業務及び管理の業務に係る収支の報告に関する事項
 - (2) 運動場の管理の業務の調査及び検査に関する事項
 - (3) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 区長と指定管理者とは、第1項の協定のほか、災害時等における協力に関し必要な協定を締結するものとする。

(指定管理者の業務等)

- 第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 第5条各号に掲げる事業に関する業務
 - (2) 施設等の使用の承認等に関する業務
 - (3) 運動場の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、運動場の適正な管理を行わなければならない。

(利用料金)

- 第19条 施設等の使用者(アリーナの使用者を除く。以下この条において同じ。) は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
- 2 別表第2に定める運動場の施設(アリーナを除く。)の利用料金は、同表に定める額の範囲内で、駐車場の利用料金は、利用時間30分までごとに600円の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。
- 3 附帯設備の利用料金は、200,000円の範囲内において規則で定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める。ただし、附帯設備の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、附帯設備を使用した時間が30分を超えないときは、利用料金は、無料とする。
- 4 施設等の使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利 用料金の一部を区に納付させることができる。

(利用料金の減免)

- 第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める ところにより、利用料金(駐車場及び附帯設備の使用に係るものを除く。)を減額 し、又は免除することができる。
 - (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額
 - (2) 国、公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。)が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額
 - (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額
 - (4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が 直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
 - (5) 私立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(

大学及び前2号に該当する学校を除く。)をいう。)又はこれに準ずる者が直接 教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額

- (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、 又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場の使用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額
 - (2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者(以下「障害者」という。)が利用する自動車を駐車させるとき。 全額
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(附帯設備の使用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当 と認めた額
- 4 前3項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第21条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全 部又は一部を還付することができる。

(使用料)

- 第22条 アリーナの使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料について は、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
- 3 第20条第1項、第4項及び第5項並びに前条の規定は、使用料の減免及び還付 について準用する。

(施設の変更禁止等)

第23条 使用者及び広場(多目的広場を除く。)を使用する者は、使用に際して、 運動場の施設(大規模備蓄倉庫を除く。)及び附帯設備に特別の設備をし、又は変 更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限り でない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第24条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第25条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第9条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第26条 運動場の施設(大規模備蓄倉庫を除く。)及び附帯設備を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(入場の制限等)

- 第27条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、運動場の使用を 禁止することができる。
 - (1) 他人に迷惑をかけ、又は運動場の施設(大規模備蓄倉庫を除く。)及び附帯設備を損傷するおそれがあるとき。

- (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
- 2 運動場を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の 指示を守らなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 区長は、第11条から第17条までの規定による指定管理者の指定等に関し必要 な準備行為をこの条例の施行前においても、同条の規定の例によりすることができ る。
- 3 区長は、第7条第1項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、この条例の施行前においても、同条の規定の例によりすることができる。

別表第1(第6条関係)

施設名	使用することができる者
アリーナ及び多目	次のいずれかに該当するもの
的室	1 区内に住所を有する個人(施設の使用状況に余裕がある
	と区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を
	有する個人)
	2 区民等の団体
トレーニングルー	区内に住所を有する15歳以上の者(15歳に達する日以後
ム(スタジオを含	の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。)
む。)	(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内
	に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者)
会議室	区民等の団体
多目的広場	次のいずれかに該当するもの
	1 区民等の団体
	2 個人

備考 この表において「区民等の団体」とは、次の要件を満たす団体(次表において「団体」という。)をいう。

1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕が あると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は 通学先を有すること。)。

2 構成員の総数が5人以上であること。

別表第2(第19条、第22条関係)

アリーナ

曜日等		団体使用料(1 き)	時間につ	個人使用料(1時間につき)
平日	午前9時から正	8,	300円	大人
	午まで			5 6 0 円
	正午から午後3	8,	700円	高齢者(65歳以上)
	時まで			190円
	午後3時から午	9,	100円	子ども(18歳以下)
	後6時まで			190円
	午後6時から午	9,	500円	障害者
	後9時まで			190円
	全日	7,	800円	
日曜日、	午前9時から正	9,	600円	大人
土曜日及	午まで			6 5 0 円
び休日	正午から午後3	10,	100円	高齢者(65歳以上)
	時まで			220円
	午後3時から午	10,	600円	子ども(18歳以下)
	後6時まで			220円
	午後6時から午	11,	100円	障害者
	後9時まで			220円
	全日	9,	300円	

トレーニングルーム (スタジオを含む。)

使用者	利用料金(1時間につき)
大人	530円
高齢者(65歳以上)	160円
子ども (18歳以下)	160円
障害者	160円

多目的室 (大)

使用者 利用料金(1時間につき)(全日利用の場合を除く。)		· · ·	利用料金(き)(全日利	1 時間につ 利用の場合)	
		平日	日曜日、土	平日	日曜日、土
			曜日及び休日		曜日及び休日
団体		860円	970円	750円	840円
個人	大人	370円	440円		
	高齢者(65歳以上)	120円	140円		
	子ども (18歳以下)	120円	140円		
	障害者	120円	140円		

多目的室(小)

3		利用料金(1時間につき)(全日利用の場合 を除く。)		利用料金(1時間につき)(全日利用の場合)	
		平日	日曜日、土曜日及び休	平日	日曜日、土曜日及び休
			日日		日日
団体		360円	410円	310円	360円
個人	大人	160円	190円		
	高齢者(65歳以上)	50円	60円		
	子ども (18歳以下)	50円	60円		
	障害者	50円	60円		

会議室

曜日等	利用料金(1時間につき)(利用料金(1時間につき)(
	全日利用の場合を除く。)	全日利用の場合)
平日	650円	570円
日曜日、土曜日及	750円	650円
び休日		

浴室

使用者	利用料金(1回につき)
大人	830円
高齢者(65歳以上)	300円
子ども (18歳以下)	300円
障害者	300円

多目的広場

使用者	利用料金(1時間につき)	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
団体	2,280円	2,680円
個人		無料

備考

- 1 単位時間は、規則で定める。この場合において、利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。
- 2 アリーナ及び多目的広場の面積の2分の1を使用する場合のアリーナの使用料 及び多目的広場の利用料金は、当該使用料及び利用料金の2分の1の額とする。
- 3 トレーニングルーム (スタジオを含む。) を使用する場合において、単位時間 を超えたときは、1時間につき定める利用料金に単位時間を超えて使用した時間 の時間数を乗じて得た額の範囲内において規則で定める超過利用料金を支払わな

ければならない。この場合において、超過利用料金の単位時間は、規則で定める。

- 4 多目的広場の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、多目的広場を使用した時間が30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。
- 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第1 78号)に規定する休日をいう。